

後期高齢者医療保険料を7月中旬に通知します

令和3年度における後期高齢者医療保険料が決定しましたので、7月中旬頃に通知します。

度の安定的な運営のため、期限内の納付にご協力をお願いします。

4月1日を基準に被保険者の資格がある方（4月1日以降、75歳になった方や転入などで資格を取得した方を含む）に対し、普通徴収（納付書でのお支払いや銀行口座からの引落とし）の方は7月から納付が始まります。特別徴収（年金からの差し引き）の方は、既に年金からの差し引きで保険料を納付いただいていますが、前年の所得に応じて、8月以降の保険料額が決定します。

なお、保険料率は、法令に基づき2年間の医療給付費などに応じて定めることになっていきます。

令和3年度の保険料率や負担軽減額は、東京都後期高齢者医療広域連合議会において議決されました。制

○保険料の計算方法について

令和3年度 後期高齢者医療保険料額 (限度額：64万円)	=	均等割額 被保険者1人あたり 44,100円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率 8.72%
------------------------------------	---	------------------------------	---	-------------------------------------

※賦課のもととなる所得金額＝前年の総所得金額等の合計－基礎控除額43万円

○保険料の軽減について

後期高齢者医療制度の保険料は、所得に応じて、軽減する制度があります。軽減を受けるためには、所得の申告が必要です。

【均等割額の軽減】

同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10万円以下	7割
43万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10万円＋28.5万円×（被保険者数）以下	5割
43万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10万円＋52万円×（被保険者数）以下	2割
* 65歳以上（令和3年1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円（高齢者特別控除額）を差し引いた額で判定します。ただし、この15万円（高齢者特別控除額）は所得割額の計算では適用されません。 * 世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。 * 軽減判定は、当該年度の4月1日（年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時）における世帯状況により行います。	

【所得割額の軽減】

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下※	50%
20万円以下※	25%
※所得割額の軽減については、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。	

● 会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度の資格取得の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の均等割額が、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額はかかりません。

なお、低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

※問い合わせは、住民課

☎ 83-2182

